

回答事例による

# 所得税質疑応答集

東京国税局 矢野 和之 監修  
課税第一部長

東京国税局 浪川 武 編  
所得税課長



平成6年版

税理士 大蔵財務協会

## 594. 私道の地方公共団体への寄付

問 私は、10年前に8戸販売された建売住宅の一つを5,000万円で購入しましたが、この建売住宅には、私道部分7㎡分が含まれています。

この道路の維持管理費用は、その一部は市からの補助を受けていますが残りは自分で負担しています。

この度、8世帯全員で相談し、この私道部分を市に寄付しましたが、寄付金控除が受けられますか。

答 私道部分の価値はゼロであり、また、その寄付により特別の利益がその寄付をした者に及ぶと認められることから、寄付金控除の対象となりません。

解説 国又は地方公共団体（外国及び外国の地方公共団体を除きます。以下「国等」といいます。）に対する寄付金は原則として寄付金控除の対象となります。ただし、その寄付が学校の入学に関する場合とその寄付をした者にその寄付によって設けられた設備を専属的に利用すること等特別の利益が及ぶと認められる場合には、寄付金控除の対象となりません（法78②一）。

御質問の場合、寄付された私道は、建売住宅を購入した時において既に設置されていたものであり、通常、一般の取引において、私道部分のみが取引の対象とされることはありません。したがって、10年前に購入した建売住宅の土地の取得費の全額が私道部分を除いた土地の部分の価額とみることができ、私道部分の価額はゼロであると考えられます。

また、この私道を市に寄付しますと、道路部分の管理費用は市が負担することになり、今後、あなたが費用を負担することはなくなります。

その意味では、むしろ、経済的な利益を受けたともいえます。